

仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は、地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院（以下 中央病院）が発注する、吸収冷温水機整備業務に適用するものであり、本特記仕様書に明記なき一般事項については、甲乙協議により決定するものとする。

(業務の目的)

第2条 山梨県立中央病院常に設置されている吸収冷温水機1号機の整備（部品交換含む）を行い、機能維持または回復を図るものである。

(対象設備)

第3条 本業務の対象設備は次のとおりである。

- ・吸収冷温水機（型式：HAU-BGN630VJ） 1台
容量：2215.3kW

(施工内容)

第4条 本業務の作業範囲は次のとおりとする。

- 1 熱交換器チューブ渦流探傷検査及びチューブ内化学薬品洗浄
- 2 上記整備後の試験、運転調整
- 3 産業廃棄物処分

本工事で発生した産業廃棄物及びそれらに類するものは、すべて請負者が処分するものとする。

(施工の原則)

第5条 本業務の実施に当たっては、特記仕様書、請負契約書に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項、疑問が生じたときには監督員と協議しなければならない。

(施工条件)

第6条 作業は原則平日昼間とし、院内の電力使用状況については常に配慮を行うものとする。

工事ならびに試運転に必要な電力、水、ガス等は発注者が無償で支給するものとする。

(作業場の留意点)

第7条 下記の点に留意し、作業を行うものとする。

- 1 作業を行う前に監督員と綿密な打合せを行うこと。
- 2 作業は他の機器や設備に損害を与えないように行うこと。
- 3 試験点検で使用する機器等については、全て請負者が用意すること。
- 4 試験点検中に部品の破損、紛失等が生じた場合は、請負者の責により取替を行うこと。
- 5 作業の結果不具合を発見した場合は、監督員と協議し、軽微なものについては修理、調整を行うこと。
- 6 本特記仕様書に記されていない事項であっても、装置の機能上当然必要とされる点検試験等については行うこと。
- 7 安全対策には万全を期すこと。
- 8 作業実施日については、監督員と協議するものとする。

(保証期間)

第8条 本業務における対象機器の保証期間については、中央病院の取扱いに起因する損傷等の場合を除き、検収の日から1年とする。保証期間中に故障が生じた場合で、その故障が明らかに請負者の責に帰す材料、設計、製作または業務の欠陥に起因すると両者が判断したときは、請負者は無償で遅延なく本

機の修理もしくは改造又は原契約に基づく条件で部品の納入を行うものとする。

但し、保証期間であっても、消耗品、流用した部品の不具合、この部品が原因となった故障及び災害等不可抗力または不法行為が原因となった故障、損傷についてはこの限りでない。

(業務完了報告書)

第9条 請負者は業務完了報告書として、次の書類を提出しなければならない。

- 1 施工計画書
- 2 実績工程表
- 3 写真
- 4 履行報告書